

熊本市業務委託契約等に係る指名競争入札参加者等指名基準取扱い要綱

制定	平成20年12月26日市長決裁
改正	平成22年 3月19日市長決裁
	平成22年10月 8日市長決裁
	平成26年 3月27日総務局長決裁
	平成28年 3月28日契約検査総室長決裁
	平成29年 3月27日総務局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市が発注する業務委託契約等（熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号。以下「資格等に関する要綱」という。）別表1に定める歳出科目に係る契約をいう。以下同じ。）に係る指名競争入札において、資格等に関する要綱第5条の入札参加者名簿に登録された業者に対し指名を行う際に必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名基準)

第2条 指名競争入札による参加者の指名は、契約の適正な履行を確保するため、資格等に関する要綱第5条に規定する入札参加資格者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 不誠実な行為の有無その他信用状態

- ア 熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名停止又は回避期間中である者は指名しないこと。
- イ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号に該当する者は指名しないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納が判明し、当該状態が継続している場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は指名しないこと。
- エ 営業に関し、必要とする許可、認可及び資格免許等の取消しを受けた場合又は失効した場合、及びその営業の停止を命じられた場合など明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は指名しないこと。
- オ 関係行政機関等からの情報により、明らかに不誠実な行為や一括下請負を行うと認められる者は建設業法（昭和24年法律第100号）を準用し、指名しないこと。
- カ 不正又は不当な手段又は方法により、本市発注業務委託等の受注を図ろうとし、又は本市発注業務委託等に介入を行おうとした者は指名しないこと。
- キ その他本市発注業務委託等の契約の相手方として不適切であると認められる事由がある者は指名しないこと。

(2) 経営状態及び労働環境の状況

- ア 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の経営状態が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。
- イ 賃金不払いの状況があり、当該状況が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は指名しないこと。
- ウ 労働者の雇用及び労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(3) 安全管理の状況

安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに契約の相手方として不適当であると認められる者は指名しないこと。

(4) 能力及び技術的適性

- ア 資格等に関する要綱様式第1号の3参加を希望する業種に記載された業種により、その取扱いが可能な者を指名すること。
- イ 契約の性質又は目的により、その履行について法令の規定に基づく官公署の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者を指名すること。

(5) 契約実績等の評価

過去に契約実績等があり、良好な評価を受けるなど信頼性が高い者を指名すること。

(雑則)

第3条 この要綱の規定は、熊本市が発注する業務委託契約等に係る随意契約を行う場合の業者の選定について準用する。

第4条 この要綱の規定は、資格等に関する要綱第10条第2項において、指名競争入札を行う場合に準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

2 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約については、本市が発注したものとみなしてこの要綱を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。